

## 労働者派遣法の抜本的改正を求める会長声明

昨年末からの経済危機の名の下にいわゆる「派遣切り」が社会問題となっている。厚生労働省によると昨年10月から本年6月までに職を失う非正規労働者は約19万人とされている。このうち派遣労働者が約65%とされており、間接雇用形態で働く派遣労働者の地位が極めて不安定であることが如実に表れている。兵庫県内でも約3800名の非正規労働者が職を失うとされている。業界団体の試算では製造業に限っても約40万人の派遣労働者及び請負労働者が本年3月までに職を失うとされており、職を失う非正規労働者の実数はさらに大きなものとなっていると推測される。「年越し派遣村」に象徴されるように、不安定かつ低賃金な就労に従事する派遣労働者は一度職を失うと住まいを含めて生活基盤を失い直ちに生存の危機にさらされる者も少なくない。

当会は、大手派遣会社「グッドウィル」の廃業が社会問題化したことを受け、昨年8月の「不安定雇用をもたらす『労働者派遣法』の抜本的見直しを求める会長声明」において「登録型派遣の禁止」「マージン率の上限規制」「みなし雇用制度の導入」を求めた。また日本弁護士連合会も昨年11月に「労働者派遣法の抜本改正を求める意見書」において同旨の法改正を求めた。しかし、現在国会に上程されている政府案は昨年末からの「派遣切り」の社会問題化を立法事実としておらず、抜本改正にはほど遠いばかりのものとなっている。間もなく野党からの対案も示され、労働者派遣法改正について実質審議がなされる見通しとされている。「派遣切り」により生存の危機にさらされている派遣労働者等に対する緊急雇用対策やセーフティネットの拡充が急務であることは言うまでもないが、それとともに派遣労働者をモノの様に扱う「派遣切り」の被害を二度と出さないためには派遣労働者保護のための労働者派遣法の抜本改正が必要である。

当会は、雇用は直接雇用が原則であり、派遣労働は中間搾取の禁止（労働基準法第6条）及び労働者供給事業の禁止（職業安定法第44条）に対する例外的な雇用形態であることを再確認した上で、派遣労働者の雇用と生活を守る観点から労働者派遣法の抜本的な改正を再度強く求めるものである。特に、

1. 最も不安定な雇用形態である「登録型」派遣は原則禁止とすること
  2. 例外的に許容される派遣対象業務は真に専門性が高いものに限定すること
  3. 「違法派遣」「偽装請負」に対する制裁として派遣先に派遣労働者の直接雇用責任を私法上の効力として認める「みなし雇用制度」を導入すること
- は今般の法改正において必ず実現されるべきである。

2009年（平成21年）4月24日

兵庫県弁護士会

会長 春 名 一 典